

## こうとう若者・女性しごとセンター運営事業受託事業者募集要領

この要領は、こうとう若者・女性しごとセンターの運営事業に係る契約候補者の選定に関し、事業の仕様等を明らかにし、プロポーザル参加者の提案に具体的な指針を示すものである。

本事業は人材確保を望む区内の中小企業に対し、区民を中心とした求職者とのマッチングによる人材紹介等を行う採用支援や、人材定着に向けた支援等を実施することにより、区内中小企業の活性化と発展を図ることを目的とする。

### 1 事業の概要

#### (1) 件名

こうとう若者・女性しごとセンター運営事業委託

#### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ただし、事業評価上問題点が無く、仕様に変更が無い場合には契約を2回まで更新することができる。

#### (4) 委託上限額

金158,578,947円（消費税及び地方消費税込み）

※上記金額は、令和3年度の契約金額であり、参考価格である。

※令和4年度予算が上記金額より増減する場合、事業者選定後、契約前に区担当者とは事業実施内容について協議し、決定する。

### 2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の有料職業紹介の許可を受けていること。
- (7) 過去1年間、行政処分を受けていないこと。
- (8) プライバシーマーク及びこれに準じる使用許諾を取得していること。
- (9) 過去5年以内に地方自治体を契約相手とする同種又は類似の業務を受託した経験を有すること。
- (10) 直近3会計年度に3年連続で損失を計上していないこと。  
※いずれかの年度が黒字であれば、参加できる。
- (11) 直近の会計年度に債務超過になっていないこと。

### 3 公募スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間  
令和3年11月1日（月）～12月13日（月）まで
- (2) センター見学受け入れ日  
令和3年11月9日（火）午後3時～午後4時  
※前日の正午までにメールで参加者数を連絡すること。  
※上記日時以外を希望する場合、雇用支援担当と調整すること。
- (3) 質問受付期限  
令和3年11月15日（月）午後5時
- (4) 質問回答期限  
令和3年11月22日（月）午後5時
- (5) 参加表明書提出期限  
令和3年11月29日（月）午後5時
- (6) 提案書提出期限  
令和3年12月3日（金）正午
- (7) 第一次審査  
令和3年12月3日（金）～12月13日（月）
- (8) 第二次審査  
令和3年12月17日（金）午前（予定）
- (9) 契約交渉順位決定・審査結果発送日  
令和3年12月24日（金）（予定）

#### 4 事業実施上の定義

##### (1) 区内中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもので個人事業者を含み、原則として、区内に本店及び主たる事業所を有すること。但し、暴力団等の公序良俗に反する組織が運営または関係のあるものは除く。

##### (2) 求職者

原則として、区内中小企業への就職を希望し、こうとう若者・女性しごとセンター（以下「センター」という。）に登録した者。

#### 5 事業実施項目

- (1) 求職者に対するキャリアカウンセリング及び職業紹介事業
- (2) 区内中小企業の求人相談及び人材紹介事業
- (3) 女性の雇用機会を造成、拡大するための事業
- (4) 若者（29歳以下）を区内中小企業へ誘導するための事業
- (5) 転職希望者を区内中小企業へ誘導するための事業
- (6) 内職相談に対応するための事業
- (7) 区内中小企業の従業員定着を支援するための事業
- (8) 区内中小企業の生産性向上を支援するための事業
- (9) 福祉部長寿応援課と連携し、区内介護施設における介護職員等の確保及び定着を支援するための事業
- (10) 障害福祉部障害者施策課と連携し、区内障害者福祉施設における職員等の確保及び定着を支援するための事業
- (11) こども未来部保育計画課、保育課と連携し、区内保育施設における保育士等の確保及び定着を支援するための事業
- (12) 特に提案する新規性のある事業
- (13) 上記事業にかかる区内中小企業への訪問による求人開拓
- (14) 区内中小企業のSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた活動支援
- (15) 前述（1）から（14）を実施するうえで必要な研修・講習、コンサルティング等

※上記実施項目については、令和4年度予算額により実施しない項目が出てくる場合がある。

#### 6 経費

本事業の対象経費は以下の（1）から（8）とする。

- (1) センター職員人件費

- (2) センター運営にかかる役務費
- (3) 本事業 PR にかかる経費
- (4) センター職員の旅費
- (5) 機器のリース料
- (6) セキュリティ対策費用
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる経費
- (8) 区が特に認めた施設賃貸借料、工事費、備品購入費等

## 7 提供物品

別添「レイアウト」に表示の机・椅子・パーテーション・ロッカーなどの備品は区が提供する。

但し、電話機やパソコン（事務用・閲覧用）・プリンター、事務用品、Wi-Fi等の通信環境は受託業者が事業受託費より用意すること。

## 8 質問の提出期間・方法及びその回答方法

### (1) 提出期間

令和3年11月1日（月）～11月15日（月）午後5時

### (2) 提出方法

メールのみ受け付けるものとし、質問票（様式3）によること。

### (3) メール送付先

江東区役所地域振興部経済課雇用支援担当

Eメール [koyou@city.koto.lg.jp](mailto:koyou@city.koto.lg.jp)

### (4) 回答方法

受け付けた質問について、令和3年11月22日（月）午後5時までに区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。

## 9 参加表明書の留意事項

### (1) 参加表明書の作成様式

本事業のプロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式1）を提出すること。

なお、提出にあたっては、以下のものも併せて提出すること。

- ① 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し（裏面印鑑証明部分を含む）1部
- ② 職業安定法第30条第1項の有料職業紹介許可証の写し1部
- ③ プライバシーマーク等の使用許諾証の直近分の写し1部
- ④ 会社概要書（様式2）1部

※会社概要等のパンフレットを添付すること。

⑤ 直近3年分の貸借対照表、損益計算書 1部ずつ

(2) 提出期限

令和3年11月29日(月)午後5時まで

※発送後に、メールで雇用支援担当に連絡すること。

(3) 提出方法・提出場所

郵送にて、下記「15 問合せ先」に提出すること。

## 1.0 提案事項及び提案書の作成様式等

下記、書類を提出すること。

※様式は、区ホームページからダウンロード可能。

(1) 会社概要書(様式2)

※会社概要等のパンフレットを添付すること。

(2) 就労支援事業の実績(様式4)

(3) 提案書関係一式(様式5及び提案書)

※提案書には、下記内容も盛り込み、計25頁までとする。

① 募集要領P. 3の「5 事業実施項目」の内容

② 個人情報保護の方針及び対応内容

③ 本事業の認知度を高めるための広報計画

④ 災害等緊急事態における対応方法(新型コロナウイルス感染症も含む)

※緊急事態宣言が発出された際の対応案も記載すること。

(4) 経費内訳書(様式6)

※作成にあたっては、事業実施場所の提供及び契約金額以外に区の負担が生じないように積算すること。

※パソコン等の備品は原則リース又はレンタルで対応すること。

※一般管理費等、本事業で要するものであることが明確にできない

経費については、算定方法も明確にすること(例:総事業費の10%等)。

(5) 確認シート(様式7)

### 【提出にあたっての留意事項】

・提出部数は各10部(正本1部、副本9部)とし、用紙は、原則A4版縦とすること。

なお、正本のファイルには、その旨がわかるように明記し、副本の会社名が記載されている箇所は全て黒塗りにすること。

・上記書類の順番でA4ファイルに綴じ、(1)～(5)のインデックスを付した白紙ページを挿入すること。

※白紙ページは頁数としてカウントしない。

・正本の表紙に、「こうとう若者・女性しごとセンター運営事業提案書＋法人名」と明記し、背表紙には法人名のみ明記すること。

・副本の表紙に、「こうとう若者・女性しごとセンター運営事業提案書」と明記し、背表紙には何も記載しないこと。

(5) 提出期限

令和3年12月3日(金) 正午

※提出予定日時については、事前にメールで連絡すること。

(6) 提出方法・提出場所

郵送にて、下記「15 問合せ先」に提出すること。

## 1.1 評価基準及び評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

こうとう若者・女性しごとセンター運営事業委託事業者審査選定委員会(以下「審査選定委員会」という。)が、以下により審査する。

① 第一次審査

・書類審査

提出された書類を基に審査し、書類審査配点の60%以上の得点を獲得した事業者のうち、上位3者を第二次審査参加者とする。

② 第二次審査

・プレゼンテーション

企画提案書について、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

プレゼンテーション及び質疑応答は各15分とする。

プレゼンテーションに使用するパソコンは事業者が用意する。

・日時及び会場

令和3年12月17日(金) 午前(予定) 庁舎73会議室

・その他

参加事業者からの出席者は4名以内とする。

(3) 候補者の選定方法

委員会の構成委員は、以下のとおり採点を行う。

ア 失格者を除いた者の内、上記(2)の①及び②の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、経費内訳書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、

当該者は、当初提案の金額の範囲内で、経費内訳書を再作成し、再提出された経費内訳書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

#### (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 経費内訳書（様式6）の事業費総計が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 1.2 審査結果の通知・公表

#### (1) 第一次審査結果

審査選定委員会の決定結果について、メール及び書面により通知する。

#### (2) 第二次審査結果

審査選定委員会の決定結果について、メール及び書面により通知する。

#### (3) 公表

契約締結後速やかに、下記項目について区ホームページで公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

##### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は非公表とし、総合点は点数順に表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

### 1.3 契約手続における留意事項

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 第一位候補として選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式なし）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

### 1.4 その他留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、提案書を提出できない。
- (2) 参加表明書や提案書の作成・提出、プレゼンテーションにかかる費用及び旅費は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、提出者の審査及び提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。  
なお、本提出物は、江東区情報公開条例の対象となる。
- (5) 参加表明書、提案書および経費内訳書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (6) 提案書及び経費内訳書については、1者につき1提案に限る。
- (7) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とする。
- (8) 選定後、事業開始までの準備にかかる費用は、選定事業者の負担とする。
- (9) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

## 15 問合せ先

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

江東区役所地域振興部経済課雇用支援担当

Eメール：[koyou@city.koto.lg.jp](mailto:koyou@city.koto.lg.jp)

電話：03-3647-8581